

東濃鉦山 倉庫等撤去工事

仕 様 書

## 1. 件 名

東濃鉦山 倉庫等撤去工事

## 2. 目 的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という。）東濃地科学センター東濃鉦山の閉山措置として、倉庫および構内に残置されている構造物の撤去を行うものである。

## 3. 工事場所

岐阜県土岐市泉町河合賤洞 1221-8  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
東濃地科学センター 東濃鉦山 構内

## 4. 工 期

自 令和 6 年 月 日（契約日）  
至 令和 7 年 3 月 28 日

## 5. 工事範囲

本仕様書及びその他契約関係図書による。

## 6. 施工概要

- ・鉦山倉庫及び周辺施設の撤去
- ・アクロス基礎の撤去
- ・L型擁壁の撤去
- ・ボーリング孔の閉塞（3箇所）
- ・取水路（取水管、井戸管、取水堰）の撤去
- ・その他構造物（鉦石保管庫、山腹水路、エア管、ハンドホール）の撤去
- ・排水路の整備（雨水排水路付替え、暗渠排水路設置）

## 7. 適用すべき法令、規格、標準仕様書等

本仕様書その他、労働基準法、労働基準法施行規則、労働安全衛生法、建築基準法、建設業法、消防法、電気事業法、水道法、危険物の規則に関する政令・規則、日本工業規格、国土交通省「土木工事共通仕様書」の該当項目を適用する。

また、当該工事では環境省\_環産産発第 050330010 号による通知に基づき、有害物質含有製品廃棄物の適正処理検討会の「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」を適用し、適性処理の確保が図られるようにすること。

なお、各仕様書類の制改定年度については、契約直近の出版物を適用すること。

## 8. 一般事項

- (1) 工事着手に際しては、綿密な計画による工程を組み、使用資材や作業の安全対策等を網羅した「施工計画書」を機構へ提出し、これの承諾を得た後、安全と品質確保に努めながら工事を行うこと。

また、作業を行う場合は、既設物の保護に必要な養生等を適切に講ずると共に、火災や盗難その他の事故防止にも努めること。

- (2) 施工に際しては、当該工事におけるリスクアセスメントを事前に実施し、危険要因を抽出した上で適切な対策を講ずるなどにより安全を確保すること。

また、作業現場の安全衛生管理は、関係法令に従い請負者の責任において、適切、且つ迅速に行うこと。

なお、災害等が発生した場合には、直ちに機構及び関係各所へ通報すること。

- (3) 請負者は、毎日の作業に先立ち必ず作業関係者全員でTBM及びKYを実施すること。

なお、作業の都合等により遅れて参加できなかった作業員に対しても、必ずTBM及びKYを実施したのちに作業開始とする。

- (4) 請負者は、工事期間中、工事現場の見やすい位置に「現場代理人名」及び「連絡先」等を記載した「工事表示板」と、毎日の工事内容及びKYポイント等を記載した「KYボード」も合わせて表示すること。

- (5) 本工事において、建設副産物が発生した場合は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省経建発第3号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令を遵守し、適切に処理すること。

- (6) グリーン購入法の推進

本契約において「グリーン購入法」に該当するものがある場合は、支障が無い限りにおいては、優先してこれを採用すること。

なお、本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）の作成に当たっては、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」を使用するものとする。

- (7) 現場代理人及び主任技術者の選任

本作業における現場代理人及び主任技術者の選任については、当該作業に必要な専門資格を有している者若しくは十分な実務経験年数を有している者を選任し、機構の承諾を得ること。機構が実施する作業責任者認定教育（2時間）を受講すること。

- (8) 機微情報の管理

本工事に係る契約関係図書（仕様書、図面等）や本作業に関連して機構より別途貸与又は提示された資料等については、機構の同意なく本契約以外の目的に使用してはならない。また、本工事で知り得た情報等についても第三者に開示してはならない。

## 9. 渉外事項

本工事に必要な官公庁等の手続きは、請負者の費用負担により遅滞なく行うこと。

なお、機構が届出の必要がある場合は、その書類作成に協力すること。

また、本工事に起因する第三者からの苦情処理や損害賠償等の対応が生じた場合は、請負

者の責任と費用負担により遅滞なく、且つ迅速に対応すると共に、直ちに機構へ連絡すること。

#### 10. 工事用水・電力

本工事に使用する水・電気は、原則として可能な範囲で無償支給とするが、努めて浪費をさけて使用すること。

なお、機構が指定する支給点以降の設備費用等は、請負者負担とし、設置した仮設配管やケーブル等については、工事完了後速やかに撤去すること。

#### 11. 工事用仮設物、材料置場用地及び作業場等建物用地

工事に使用する仮設物置場、材料置場用地、作業場等に必要となる用地は、可能な範囲で無償で貸与する。

なお、使用を希望する場合は、貸与範囲の図面等を添付した「仮設物等設置許可願」を提出し、事前に許可を得ること。

但し、これに伴う設備費用等は、請負者の負担とし作業終了後は、速やかに原状に復し、機構へ返却すること。

#### 12. 疑義及び軽微な変更

設計図書及び仕様書に疑義がある場合は、速やかに機構と協議し、その指示に従うこと。

なお、取合い等で契約図書に記載の無い事項でも、施工上、当然必要と認められるような軽微な変更については、請負者の責任で施工すること。

#### 13. 責 任

請負者は、工事中に発生する全ての問題について全責任を負い、機構の意図に合致した品質のものを、定められた期間内に完了させ、機構に引渡すものとする。

なお、機構に申し出る各種の承諾事項、試験、検査結果等の報告事項及び保証期間のあるものについては、承認後といえども請負者の責任は、免れないものとする。

#### 14. 材料・製品

本工事で使用する材料及び機器製品等は、関係図書に記載がある場合を除き新品とし、該当する J I S 規格があるものについては、これの適合品を使用すること。

また、必要に応じて製作図や見本品又は、カタログ等を提出し、機構の承諾を得た後に施工すること。

#### 15. 不用品の処分

本工事に伴って発生する撤去物等の不用物の処分については、関係法令に従って構外へ適切に処分し、マニフェストの写し（E 票）を機構担当者へ提出すること。

## 16. 施工検査

本工事は、それぞれの工程毎に機構担当者の確認を受け、これに合格した後、次の工程に移り進めて行くことを原則とする。

## 17. 保証及び保証期間

本工事後の竣工後、正常な使用にもかかわらず、何らかの不具合事象が発生した場合は、請負者の費用負担と責任において、速やかにその復旧、又は、弁償等を行うこと。

なお、この保障期間は、竣工時点より1年間とする。

## 18. 仮設物の撤去

工事完了後は、速やかに仮設物等を取払い、跡片付け清掃等を十分に行い、機構の確認を受けること。この場合、機構担当者から指摘事項があった場合は、速やかに改善処置を行うこと。

## 19. 検収

工事完了後、機構による下記の各検査を行い、全ての項目について「合格」であるとの判定結果をもって検収とする。

- 1) 「外観検査」
- 2) 「仕様確認検査」
- 3) 「書類確認検査」
- 4) 「寸法検査」(必要に応じて)

## 20. 検査員及び監督員

### 検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

### 監督員

- (1) 保安・施設管理課 課長
- (2) 保安・施設管理課 課員

## 21. 工事上での注意事項

### (1) 計画外作業について

本工事においては、計画(予定)外作業は原則として禁止とする。

但し、計画外作業または手順の変更が発生した場合は、作業を一時中断し「施工計画書」の改定版を請負者側で作成し、機構と打合せを行い、機構の承諾を得ること。

変更後の作業再開時は、機構立会のうへTBM及びKYを確実にを行い、作業内容、手順、注意点等を作業員に十分に周知徹底した後、作業に着手すること。

### (2) 月単位の4週8休および休日作業について

本工事は、請負者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事

(発注者指定方式)である。請負者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「実施工程表」等を作成し、機構の確認を得た上で週休2日に取り組むものとする。

なお、原則として休日(土日及び祝祭日)の作業は行わないものとするが、施工品質または工事安全管理上やむを得ない場合等においては、別途機構と協議を行うことにより実施可能な場合がある。

### (3) 火気の取扱い

本工事において火気(暖房器具を含む)を使用する場合は、「火気取扱申請書」を事前に機構へ提出し、許可を得ること。

なお、火気を使用する際には、適切な防火対策、管理を行うこと。

### (4) 発電機及び電動工具類の管理

本工事で使用する発電機や電動工具等は、使用するその日毎に請負者が使用前点検を必ず実施し、健全性が確認されたものを使用すること。

その他、関係法令等を遵守し、発電機使用においては、必ず保安接地を施すこと。

## 22. 提出書類

請負者は、下表に示す書類を遅滞無く提出すること。

但し、□印の書類については、機構担当者の指示があった場合には提出すること。

なお、提出書類は図面を除き A4 版を標準とする。

書類名	部数	提出時期	備考
■工事請負契約書	※	契約後速やかに	契約部署の指示
■着手届	1	契約後 14 日以内	機構書式
■現場代理人届	1	〃	〃
□主任技術者届	1	契約後 14 日以内	機構書式
■約定工程表	1	〃	〃
■工程表(全体・週間)	1	その都度	〃
■下請業者の届出	1	着手 7 日前まで	〃
■請負作業計画書(施工計画書) 安全管理・品質管理・施工体制等を含む	1	〃	
■作業員名簿	1	〃	機構書式
■安全衛生チェックリスト	1	〃	〃
■リスクアセスメント	1	〃	〃
■仮設物等設置許可願	1	設置 21 日前まで	〃
■火気取扱申請書	1	使用 7 日前まで	〃
■建設副産物処理報告書	1	処分完了後速やかに	

■試験・検査結果報告書	1	その都度	
■竣工図書（施工写真、図等含む）	1	竣工検査後 21 日以内	図面データは CD 等
□保証書	1	必要に応じて	
□打合せ議事録	1	その都度	
■請求書（竣工届、完了届）	1	竣工検査日	機構書式
■その他	※	速やかに	

※：機構が指示する部数

## 23. 工事仕様

### (1) 共通事項

- ・コンクリートの取壊し時は、防塵対策としての散水等を併用して行うこと。
- ・基礎および構造物の撤去後は、購入土により地表面まで埋め戻しを行うこと。また、工事による発生土は、埋戻し材等への再利用とする。
- ・石綿障害予防規則第 3 条第 5 項に基づく事前調査の結果、倉庫建屋の外壁材（押出成形セメント板）と内装材（ソフト巾木の接着剤）にアスベストの含有が確認されたため、当該建材の撤去および処分は、非飛散性アスベスト含有（レベル 3）として、石綿障害予防規則に定める石綿対策を適切に実施して作業を行い、適切な処分を行うこと。

### (2) 鉱山倉庫及び周辺施設の撤去

- ・鉱山倉庫は、建屋及び基礎（ラップルコンクリートを含む）を撤去対象とする。なお、倉庫内のボーリング孔（TM-2 号孔）を閉塞後、基礎撤去に着手すること。
- ・倉庫周辺施設（守衛所、キュービクル、浄化槽等）も基礎を含めて全て撤去すること。
- ・油ピット（油水分離槽）は未清掃であるため、分離槽に蓄積した汚泥の処理を行うこと。なお、浄化槽は清掃済みである。
- ・フェンスの復旧箇所において、樹木の近接などにより設置場所の変更が必要となる場合は、事前に機構担当者の確認を得ること。

### (3) アクロス基礎の撤去

- ・アクロス基礎は鉄骨組（H-200×200）を高強度コンクリートで覆ったものであり、コンクリートにスチールファイバーが含まれていることに留意すること。

### (4) L型擁壁の撤去

- ・擁壁の撤去作業中は、コンクリート塊および背面の土砂が鉱山道路へ転落するのを防ぐ措置を講じること。
- ・復旧する法面の法尻に 50cm 程度の小段を設けること。また、法面の勾配は 1:1.5 以上を確保すること。

### (5) ボーリング孔の閉塞

- ・ボーリング孔は粒径 5～15mm 程度の砂利を充填して閉塞すること。
- ・98SE-01 号孔および TM-2 号孔の鋼管ケーシング（φ100）は可能な限り引き抜くこととするが、固着等により抜けない場合は GL-1.0m 付近で切断し残りは残置とする。

・98FE-01 号孔は上部のマンホールを撤去し、鋼管ケーシングは残置とする。

(6) 取水路の撤去

・取水堰は鉦山道路より離れており、作業場所への進入にフェンスが支障となることに留意すること。なお、鉦山道路の大曲り箇所から河川への進入は可能である。

(7) その他構造物の撤去

・エア管は架台との固定箇所が腐食している可能性があるため、調査立坑付近からワイヤー等で固定して鋼管が抜け落ちない措置を講じること。

(8) 排水路の整備

・ブロック積擁壁部の排水管の処理は、擁壁から露出している塩ビ管（φ200）を撤去し、水抜きパイプ（φ50）で復旧すること。

以 上